

新潟県Uターン促進奨学金返還支援事業 Q & A (令和8年3月現在)

目次

目的、事業期間 (P 3)

事業の目的は何ですか？

事業はいつまで行われますか？

支援対象者の要件 (P 3 ~ 5)

新潟県の出身で、県外の高校に進学し卒業した場合は対象となりますか？

最終学歴が短大や専門学校卒業の場合は対象となりますか？

県内の高校を卒業後、大学に進学しましたが中退し、その後県外で1年間就業し、県内へのUターン転職を検討しています。対象となりますか？

県外の大学(等)に在学中で、来春の卒業後、新潟県にUターンし就職することになりました。対象となりますか？

大学(等)を卒業後、県外で2年間就業していましたが、雇用形態は非正規でした。その後、新潟県へUターン転職した場合は対象となりますか？

Uターン転職後の県内での就業先が、新潟県外に本社を有する企業の新潟支店となりました。対象となりますか？

県外企業を退職し、県内にUターンし、4月から公務員として採用されることになりました。対象となりますか？

県外で1年以上就業し、このたび新潟県内への転勤となりましたが、対象となりますか？

大学(等)を卒業後、県外で3年間就業していましたが、その間住民票を移していませんでした。このたび新潟県へのUターン転職が決まりましたが、対象となりますか？

県外企業を退職し、別な県外企業に就業しましたが、県内にUターンしてリモートワークしています。対象となりますか？

企業の取締役として就業する場合は、対象となりますか？

返還中の奨学金等の要件 (P 5)

助成の対象となる奨学金等はどのようなものがありますか？また、それらの中でも、助成の対象とならない種類の奨学金はありますか？

市町村から借り受けた奨学金は助成の対象となりますか？

認定申請 (P 6 ~ 7)

Uターン転職のため、4月1日に新潟県内に転入しました。いつまでに認定申請書を提出すればいいですか？

10月1日からの県内での就業が決まり、県外の就業先を退職した後、9月15日に県内に転入しました。転入後すぐに認定申請できますか？

Uターンのため県外の就業先を退職し、県内にUターンしました。現在県内で就業する

ため求職中ですが、認定申請書は提出できますか？

添付書類「住民票の写し」は、市町村役場で交付を受けたものをコピーして添付するのですか？

添付書類「奨学金等の借入総額及び返還計画がわかる書類」、「奨学金等の借入総額に支援対象外のものが含まれている場合は、その金額が分かる書類」、「就業した日の前年度末（3月31日）の奨学金等の残額が分かる証明書又は書類」は、どのようなものを添付すればいいでしょうか？

⑲添付書類「履歴書」は、決まった様式がありますか？

⑳添付書類「県外での就業期間が分かる退職証明書」は、どのような様式でしょうか？

助成金の交付（P 8～10）

㉑県内にUターン転職した後、事業の支援対象者として認定を受けました。この後、特に何も手続きをしなくても助成金が交付されますか？

㉒助成金の額はどのくらいになりますか？

㉓奨学金の返還猶予を受けていますが、その場合、助成金は交付されますか？

㉔添付書類の「奨学金等の返還を証するもの及びその返還額（利息及び高等専門学校の1年から3年在学時に貸与されたものを除く。）が分かる明細書とはどのようなものを添付すればよいですか？

㉕県の支援に加え、在住の市町村からも返還支援を受けています。県の助成金は、交付されますか？

㉖県と市町村と奨学金返還等に係る補助金を重複して受けた場合に県に返納は必要ですか？

㉗助成金の振込先口座を、本人以外（親など）の口座を指定することはできますか？

㉘産休（育休）中ですが、交付を受けることはできますか？

㉙電子申請する際の住民票の写しはどのように提出しますか？

㉚電子申請しましたが、申込されていますか？いつ振り込まれますか？

㉛メールが届きません。

㉜交付申請書を出しましたが、内容に不備があり補正の指示がありました。今年度は要件を満たさないことがわかりましたが、連絡が必要ですか？

その他（P11）

㉝支援対象者として認定を受けた後、住所に変更が生じました。手続きは必要ですか？

㉞申請等は本人に代わって、家族が代理申請してもよいですか？

目的、事業期間

事業の目的は何ですか？

本県の人口減少は若者の流出超過が大きな要因の一つとなっていることから、県外で一定期間の勤務経験を有する本県出身者がUターン転職した場合に奨学金の返還を支援することにより、Uターンを促進することを目的としています。

事業はいつまで行われますか？

支援者の認定は、令和8年度をもって終了します。

令和9年2月末までに

- ・ 県内への転入（住民票に記載の転入日で判断します）
- ・ 就業（内定は含みません）
- ・ 新潟県Uターン促進奨学金返還支援助成金支援対象者認定申請書の提出が必要となります。

- 本事業は毎年度の予算成立が前提であり、現段階で支給を確約するものではありません。

支援対象者の要件

新潟県の出身で、県外の高校に進学し卒業した場合は対象となりますか？

対象となりません。

本県出身者とは、新潟県内に所在する高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程又は高等専門学校を卒業した者としています。

最終学歴が短大や専門学校卒業の場合は対象となりますか？

対象となります。

下記のいずれか（新潟県内外は問いません。）を卒業した者が対象となります。

- ・ 専修学校の専門課程
- ・ 高等専門学校
- ・ 短期大学
- ・ 大学
- ・ 大学院

県内の高校を卒業後、大学に進学しましたが中退し、その後県外で1年間就業し、県内へのUターン転職を検討しています。対象となりますか？

対象となりません。

高等教育機関を卒業した者が対象となります。

県外の大学（等）に在学中で、来春の卒業後、新潟県にUターンし就職することになりました。対象となりますか？

対象となりません。

この事業は、県外で一定期間の勤務経験を有する社会人のUターン促進を目的としているため、新卒Uターンは対象としていません。

大学（等）を卒業後、県外で2年間就業していましたが、雇用形態は非正規でした。その後、新潟県へUターン転職した場合は対象となりますか？

対象となります。

雇用形態を問わず、県外での就業期間が通算1年以上としています。ただし、県外での就業（勤務地）と就業期間を「退職証明書」で証明できることが条件となります。

Uターン転職後の県内での就業先が、新潟県外に本社を有する企業の新潟支店となりました。対象となりますか？

単なる配置で県外勤務の可能性のある場合は対象になりませんが、いわゆる地域限定社員であって、雇用契約上勤務先を新潟県内に限定している場合は対象となります。

県外企業を退職し、県内にUターンし、4月から公務員として採用されることになりました。対象となりますか？

対象となりません。

本事業では県内就業の職種として公務員を対象外としています。また、会計年度任用職員などの非常勤職員も同様に対象外となります。

県外で1年以上就業し、このたび新潟県内への転勤となりましたが、対象となりますか？

転勤等の異動は対象となりません。

大学（等）を卒業後、県外で3年間就業していましたが、その間住民票を移していませんでした。このたび新潟県へのUターン転職が決まりましたが、対象となりますか？

対象となりません。

住民票の写しにより県外から県内への転入の事実が確認できることが条件です。

県外企業を退職し、別な県外企業に就業しましたが、県内にUターンしてリモー

トワークしています。対象となりますか？

県外に本社を有する法人等に就職の場合は、県内に所在する事務所又は事業所においてのみ勤務することを条件としていますので、県内に所在する事業所等がない場合や所属部署が県内に所在する事業所等ではない場合は対象となりません。

県内企業の役員になる場合は、対象となりますか？

労働者として雇用されていることが前提となるため、企業の役員の方は、対象となりません。

なお、採用時は従業員として雇用されていた方が、認定後に当該企業の役員に就任した場合、その時点から支援の対象外となりますので、第3号様式認定辞退届の提出をお願いします。

返還中の奨学金等の要件

助成の対象となる奨学金等はあるのでしょうか？また、それらの中でも、助成の対象とならない種類の奨学金はありますか？

大学等に在学中に修学のために貸与を受け、現在返還中の次の奨学金等が対象です。

- ・日本学生支援機構の奨学金（第一種・第二種）
- ・新潟県奨学金（月額で貸与されたものに限る。）
- ・母子・父子・寡婦福祉資金（修学資金）
- ・生活福祉資金貸付制度（教育支援費）

返還中の奨学金等を対象としていますので、返還が完了している場合は対象となりません。

上記奨学金等のうち、次のものは対象から除きます。

- ・日本学生支援機構奨学金の入学時特別増額貸与奨学金分、第二種奨学金の利息分
- ・新潟県奨学金の入学時一時金
- ・母子・父子・寡婦福祉資金の修学支度資金
- ・生活福祉資金貸付制度の修学支度費

教育ローンは対象となりません。

市町村から借り受けた奨学金は助成の対象となりますか？

対象となりません。

ただし、市町村独自の支援制度がある場合がありますので、各市町村役場にお問い合わせください。

認定申請

Uターン転職のため、4月1日に新潟県内に転入しました。いつまでに認定申請書を提出すればいいですか？

県内に転入した日から6か月以内に認定申請書を提出してください。

この場合の申請期限は、9月30日となります(必着)。申請期限が閉庁日の場合は、その前開庁日までが期限となります。

支援者の認定は、令和8年度をもって終了します。

支援者の認定に係る最終提出期限は令和9年2月末です。

10月1日からの県内での就業が決まり、県外の就業先を退職した後、9月15日に県内に転入しました。転入後すぐに認定申請できますか？

県内の就業開始後に書類の提出をお願いします。

この場合の申請期限は、翌年の3月14日まで(転入日から6か月以内)となります(必着)。申請期限が閉庁日の場合は、その前開庁日までが期限となります。

支援者の認定は、令和8年度をもって終了します。

支援者の認定に係る最終提出期限は令和9年2月末です。

Uターンのため県外の就業先を退職し、県内にUターンしました。現在県内で就業するため求職中ですが、認定申請書は提出できますか。

認定申請は、県内での就業開始後に提出してください。

申請期限、県内就業期限は、いずれも転入日から6か月以内で、期限が閉庁日の場合は、その前開庁日までが期限となります。

支援者の認定は、令和8年度をもって終了します。

支援者の認定に係る最終提出期限は令和9年2月末です。

添付書類「住民票の写し」は、市町村役場で交付を受けたものをコピーして添付するのですか？

市町村役場で交付されたそのものが「住民票の写し」ですので、コピーはせずに交付されたそのものを添付してください。コピーしたものを添付した場合は、添付書類として受け付けることができませんので、ご注意ください。

添付書類「奨学金等の借入総額及び返還計画が分かる書類」、「奨学金等の借入総額に支援対象外のものが含まれている場合は、その金額が分かる書類」、「就業した日の前年度末(3月31日)の奨学金等の残額が分かる証明書又は書類」は、どのようなものを添付すればいいのでしょうか？

日本学生支援機構奨学金

・ **奨学金貸与証明書及び奨学金返還額証明書**

奨学金返還額証明書は、期間を指定して発行を依頼。(返還開始から県内就業開始の前年度

までの返還額)借入総額から期間を指定した返還額を差し引いて求められた額が、認定申請書に記載する返還残額となります。

証明書の発行申請については、(独)日本学生支援機構のホームページを参照してください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/todokede/shomeisho.html>

新潟県奨学金

・返還台帳(入金日の記載のあるもの)

発行については、新潟県教育庁高等学校教育課にお問い合わせください。

母子・父子・寡婦福祉資金(修学資金)

・償還計画表(領収日の記載があるもの)

発行については、新潟県福祉保健部こども家庭課またはお住まいの地域の県地域振興局健康福祉(環境)部にお問い合わせください。

新潟市にお住まいの方は、各区役所の健康福祉課へご相談ください。

生活福祉資金貸付制度(教育支援費)

・(半年ごとに発行される)残額のお知らせ

発行については、貸付を受けた市町村社会福祉協議会にお問い合わせください。

②1添付書類「履歴書」は、決まった様式がありますか？

特に決まった様式はありませんので、市販されている履歴書など一般的な様式により提出してください。

要件確認のため、氏名、現住所、生年月日、年齢、高校入学以降の学歴とすべての職歴を記入してください。

写真の貼り付けや趣味・特技欄、志望理由等の記載は不要です。

②2添付書類「県外での就業期間が分かる退職証明書」は、どのような様式でしょうか。

特に様式の定めはありませんが、県外での就業期間を確認するため、次の項目について記載されている必要があります。

- ・退職者の氏名、生年月日
- ・就業期間
- ・勤務先の住所、事業所名

県外の前職場に依頼して、発行してもらってください。

参考：労働基準法

第22条第1項 労働者が、退職の場合において、使用期間、業務の種類、その事業における地位、賃金又は退職の理由(退職の理由が解雇の場合にあつては、その理由を含む。)について証明書を請求した場合においては、使用者は、遅滞なくこれを交付しなければならない。

助成金の交付

⑳県内にUターン転職した後、事業の支援対象者として認定を受けました。この後、特に何も手続きをしなくても助成金が交付されますか？

助成金の交付を受けるためには、毎年度、必要な書類を添えて交付申請書（別記第6号様式）を県へ提出することが必要です。申請がない場合は、助成金の交付を受けることができませんので、ご注意ください。

㉑助成金の額はどのくらいになりますか？

助成金の申請を行う前年度に返還した奨学金等の額とし、年間20万円が上限です。（利息は除く。千円未満切り捨て。）

県内に転入・就業した日の属する年度の前年度末の奨学金等の返還残額の1/2が上限となり、総額の上限額は120万円です。

支援を受けることができる期間は、助成総額が支援上限額に達するまでとし、県内に転入し就業した日の属する年度の翌年度から最長6年間です。

㉒奨学金の返還猶予を受けていますが、その場合、助成金は交付されますか。

助成金の交付を受けることはできません。

助成額は、助成金の申請を行う前年度に返還した奨学金等の額となりますので、実際に返還した奨学金等がない場合は、助成できません。

㉓添付書類の「奨学金等の返還を証するもの及びその返還額（利息及び高等専門学校の1年から3年在学時に貸与されたものを除く。）が分かる明細書とはどのようなものを添付すればよいですか？

日本学生支援機構奨学金

・奨学金返還額証明書

（助成金の申請を行う前年度4～3月に期間を指定したもの）

新潟県奨学金

・前年度分の（新潟県公金）納入通知書県領収証書（納付済みのもの）の写し 母子・父子・寡婦福祉資金（修学資金）

・償還計画表（前年度4～3月の領収日の記載があるもの）

発行については、新潟県福祉保健部こども家庭課またはお住まいの地域の県

地域振興局健康福祉（環境）部にお問い合わせください。

新潟市にお住まいの方は、各区役所の健康福祉課へご相談ください。

生活福祉資金貸付制度（教育支援費）

発行については、貸付を受けた市町村社会福祉協議会にお問い合わせください。

⑲ 県の支援に加え、在住の市町村、勤務先等又はその両方（以下「市町村等」という。）からも返還支援を受けています。県の助成金は、交付されますか？

「前年度において返還した奨学金等の額」に対して、市町村等から交付を受けた額や受ける予定額を差し引いて交付します。市町村等からの交付決定通知や入金日、入金額のわかる書類等を提出してください。

例 1：前年度において返還した奨学金等の元金が 200,000 円で、市町村等から 200,000 円の返還支援を受けた場合は 200,000 円から 200,000 円を差し引き、県の助成金は 0 円となります。

例 2：市町村等から認定等を受けており、市町村等にこれから申請して交付を受ける予定の場合、市町村等からの交付予定額分を差し引いて県からの助成となります。前年度において返還した奨学金等の元金が 150,000 円で、市町村等からの交付予定額が 50,000 円の場合、県の助成金は 100,000 円となります。県への申請書類に記載した市町村等からの補助金等の額と実際の市町村等からの入金額が異なる場合は速やかに県にご連絡ください。

- なお、県から市町村等に対して、県制度認定者が市町村等から奨学金等に係る補助金等の交付を受けているかどうかを確認する場合がありますので、交付申請の際には、市町村等に確認することに同意していただきます。

⑳ 県と市町村等と奨学金返還等に係る補助金を重複して受けた場合に県に返納は必要ですか？

- 市町村等からの補助を差し引かずに県と市町村等から重複して返還支援を受けている場合は、県から交付した補助金を返納していただく必要があります。県の交付を受けた後に市町村等から補助を受けた場合も同様の取扱いとなりますので、ご留意ください。

㉑ 助成金の振込先口座を、本人以外（親など）の口座を指定することはできますか？

できません。

支援対象者本人の口座を指定してください。

㉒ 産休（育休）中ですが、交付を受けることはできますか？

産休（育休）期間中も雇用形態に変更がなく産休（育休）明けに交付要件に該当する元の雇用形態に復帰する場合に交付できる可能性があります。交付申請にあた

っては勤務先から証明いただく勤務証明書（第7号様式）の提出が必要です。

⑳電子申請する際の住民票の写しはどのように提出しますか？

電子申請する際に添付書類が紙の場合は、マルチコピー機などでスキャン又は写真撮影したデータを添付してください。

㉑電子申請しましたが、申込されていますか？いつ振り込まれますか？

申込時に【申込完了通知メール】を受信又は申込完了画面が表示されると正常に申込が完了しています。受信した【申込完了通知メール】又は申込完了画面に記載された整理番号とパスワードから申込内容を照会することができますので必要に応じてご確認ください。

- 処理状況のステータスが返却中の場合は、速やかに補正指示に従い修正を行ってください。
- 処理状況のステータスが完了になりましたら、交付決定通知書等を郵送いたしますので、振込額及び振込日等をご確認ください。

【処理状況の概要】

処理状況	処理説明
処理待ち	申込が終了し、審査の順番待ちの状態です。 申込者による内容の変更や取下げが可能です。
返却中	申込を受付けて審査しましたが、内容の誤り等で再度申込者に返却された状態です。（申込者側で、申込の内容修正・取下げが必要な状態です。） 申込者による内容の変更や取下げが可能です。
仮受付	申込を受付け審査中の状態です。
完了	審査が完了し、問題ない状態です。
取下げ	申込を行ったが、申込者が取下げた状態です。
不受理	審査した結果、不受理となった状態です。

㉒メールが届きません。

- メールが迷惑フォルダ等に振り分けされていることもありますので、受信メールが見当たらない場合は、迷惑フォルダもご確認ください。
連絡先のメールアドレス、住所及び電話番号は、県からの連絡を確実に確認できるように留意してください。迷惑メール防止対策の設定をされている方は、県からのメールが受信できるようにドメイン指定受信で「pref.niigata.lg.jp」、そのほか指定するドメインを許可するように設定してください。
- メール不達や未確認等によるトラブル、不利益等に関して、県はその責を負いません。

③④ 交付申請書を出しましたが、内容に不備があり補正の指示がありました。今年度は要件を満たさないことがわかりましたが、連絡が必要ですか？

交付要件を満たすことが確認できる場合に助成するため、要件を満たさないことが明らかとなった場合、電子申請システムでの交付申請は「取下げ」を行ってください。

その他

③⑤ 支援対象者として認定を受けた後、住所に変更が生じました。手続きは必要ですか？

認定内容に変更が生じた場合は、変更届の提出が必要となります。

別記第5号様式に必要事項を記入の上、提出してください。住所が変更になった場合は、住民票の写しを添付してください。

- 変更届の提出を行わず各種連絡が不達になることによるトラブル、不利益等に関して、県はその責を負いません。

③⑥ 申請等は本人に代わって、家族が代理申請してもよいですか？

認定申請及び交付申請、その他変更届やこれらに係る連絡等は申請者本人が行ってください。家族等による代理申請は認められません。